

市民体育館ほか 10 施設に係る指定管理者の候補者の選定結果について

市民体育館ほか 10 施設への指定管理者導入に当たって、次のとおり指定管理者の候補者を選定しました。

1 施設の概要

(1) 施設の名称・所在地

名 称	所 在 地
袋井市民体育館	袋井市泉町二丁目 7 番地
愛野公園	袋井市豊沢 1 7 2 7 番地
愛野公園野球場	袋井市豊沢 1 7 2 7 番地
愛野公園テニスコート	袋井市豊沢 1 7 2 7 番地
愛野公園弓道場	袋井市豊沢 1 7 2 7 番地
愛野公園相撲場	袋井市豊沢 1 7 2 7 番地
堀越公園	袋井市堀越二丁目 1 番地の 1
堀越公園多目的広場	袋井市堀越二丁目 1 番地の 1
浅羽体育センター	袋井市東同笠 1 6 1 1 番地の 5
浅羽球技場	袋井市東同笠 1 6 1 1 番地の 1
浅羽テニスコート	袋井市東同笠 1 6 1 1 番地の 1

(2) 施設の設置目的

市は、市民の健全な発達に寄与し、明るく豊かな生活を送るために、気軽にスポーツやレクリエーション活動ができる場として、運動施設を提供するため設置する。

2 募集概要

(1) 募集の期間 平成 25 年 8 月 1 日(木)から平成 25 年 9 月 13 日(金)まで

(2) 応募者

応募者名	所在地 / 代表者
日本環境マネジメント株式会社	埼玉県さいたま市浦和区仲町 1-12-1 代表取締役 片山安茂
三幸(株)	東京都千代田区大手町 2-6-2 代表取締役 橋本有史
袋井市スポーツ協会グループ	静岡県袋井市泉町 2-7 袋井市スポーツ協会 代表理事 伊藤秀隆

3 事業提案等の審査

(1) 審査の観点及び選定方法

袋井市指定管理者選定委員会において応募者から提出された書類とプレゼンテーション・ヒアリングを基に次の主な審査項目ごとに点数化し、合計点で一定の評点を得ることができたため、当該応募者を候補者として選定しました。

【審査項目】

主 な 審 査 項 目			配点
1	応募者に関する項目	管理運営能力を満たしているか ----- 法人等の経営基盤が安定しているか	15
2	施設運営に関する項目	設置目的を理解し、公の施設の役割を適切に担うことができるか ----- 安全・安心への対策並びに対応が検討、確保されているか	55
3	サービス内容に関する項目	利用者本位の柔軟なサービスが提供されているか ----- 具体的なサービスの向上策や対応策が提案されているか	50
4	収支予算に関する項目	従来の管理費と比較して効果的な額となっているか ----- 経費削減に向けた取組み、具体的な提案があるか	30
合 計			150

(2) 選定委員会（プレゼンテーション及び選考会）の開催日

プレゼンテーション	平成 25 年 10 月 24 日(木)
選考会	平成 25 年 10 月 30 日(水)

(3) 選定結果及び選定理由(点数は、委員 8 人の合計点 1,200 点を満点とする。)

ア 選定結果

選定は、袋井市民体育館、愛野公園（野球場、テニスコート、弓道場、相撲場を含む）、堀越公園、堀越公園多目的広場、浅羽体育センター、浅羽球技場、浅羽テニスコートの設置目的を達成するため、(ア)利用者が安全で安心して利用できる施設として管理運営ができる計画となっているか、(イ)市民サービスの向上と利用者の平等性が図られるか、(ウ)施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成できるか、(エ)事業計画の提案を適確に実行できる能力を有しているかを主なポイントとして審査し、次のとおりの結果となりました。

審査項目		応募者名	A	B
		袋井市スポーツ協会グループ		
1	応募者に関する項目	104 点	104 点	96 点
2	施設運営に関する項目	346 点	301 点	285 点
3	サービス内容に関する項目	326 点	310 点	298 点
4	収支予算に関する項目	136 点	184 点	184 点
合 計		912 点	899 点	863 点

イ 選定理由

審査の結果、袋井市スポーツ協会グループは、行政コストの縮減など、収支予算に関する項目では、低い評価でしたが、市民サービスの向上をはじめ地域密着型の市民が参加しやすい事業の提案など、以下の項目で特に高い評価を得たため、候補者として選定しました。

- (ア) 地元の企業、諸団体、NPO法人などとの連携や、各競技団体、スポーツ協会支部、スポーツ少年団などと、地域を通じたコミュニケーションを大切にしてきたこと。今後も、市民からの幅広い要望に応じてきた実績をベースとして、地域密着型の市民がスポーツを通じたまちづくりに参加しやすい計画であること。
- (イ) 現在、実施している市民の健康づくりや生涯スポーツの推進のための教室のほか、グラウンドゴルフ大会や弓道教室など市民ニーズにあった自主事業メニューの充実や無料送迎バスの実施等、新たな顧客確保に向けた具体的な提案であること。
- (ウ) 公園における植栽管理について、専門知識・技能を有するスタッフの配置をはじめ、マンパワーと機械能力の有効活用により、きめ細かな管理が期待できるとともに、愛野公園、堀越公園を含む各施設の景観美化等への配慮がなされた計画であること。

4 指定期間

平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで（5 年間）

5 今後の予定

指定管理者の候補者は、市議会の議決を経て、指定管理者として指定されます。

指定管理者の指定は、本年 11 月市議会の議決後に行います。